

論 説

台湾における市民社会活動と宗教および
障害者福祉との関連性について

——社会的弱者保護の観点から——

上 村 明

要 約

本論説では台湾における社会福祉（社会福利）から台湾の市民社会活動やその背景にある宗教面など精神面的側面に接近することで、市民社会活動の本質的構造を解明しようとしている。

項目別に要約すると第一章では、台湾における社会保障制度の歴史や概略，第二章では台湾における NPO などの市民社会活動団体の法制度や現状，第三章では市民社会活動と宗教とのつながり，第四章では市民社会活動団体が障害者福祉に与える影響，第五章では第一章から第四章を踏まえた上で台湾における宗教と市民社会活動のつながりから見える社会福祉，とりわけ障害者福祉のあり方を考察し，その上で日本における市民社会活動と障害者福祉との関係を探っていくことを目的としている。

キーワード 台湾（Taiwan），障害者福祉（Welfare for the disabled），市民社会活動（Civil society），宗教（religion）

目次

1. はじめに
2. (I) 台湾における社会福祉の現状
3. (II) 台湾における市民社会活動や NPO 団体における現状
4. (III) 市民社会活動団体と宗教との関係性，そこから見える台湾における障害者福祉
5. (IV) 台湾と日本における今後の市民社会活動と障害者福祉
6. (V) おわりに
7. (VI) 付記

はじめに

筆者は大阪市立大学・大学院修士課程在学中，日本における発達障害者支援に関して研究を行っていた。その過程において，台湾における発達障害者支援の取組に関心をもち，2011年の夏と冬の2回に台湾での調査を行った。その背景には，下記の文献を目にしたことがきっかけとしてあった。

台湾における発達障害教育では、賛否はあるがギブテッド教育要素を取り入れることで発達障害者の個性を伸ばす教育を行っていること。子供たちの特性を伸ばす教育を取り入れていること。（田中2012）

田中（2012）が述べていた内容と同様のことを大阪教育大学名誉教授である竹田契一も講演会で述べていた。筆者も田中らの指摘の通り、台湾における発達障害教育の中で、ギブテッド教育要素を取り入れることで発達障害者の個性を伸ばす教育を行っている事例を目にすることが出来た。また、台湾で調査を行った際に福祉的ファクターを市民活動団体、とりわけ宗教法人と繋がりのある市民活動団体が行っている事例を限られた時間の中で複数例目にした。帰国後、改めて先行研究などを調査することで、台湾で目にした事例は、ある種の普遍性を持ったものであることを理解した。

このことを櫻井ら（2012）は次のように指摘している。ソーシャル・キャピタル（社会資本もしくは社会関係資本）とは、経済活動、社会福祉や公衆衛生、市民活動や政治活動や政治参加および社会問題への取り組みに対する意欲を表す。これらの効果を得るためにソーシャル・キャピタルの形成や活性化が重要と考えられている。日本でも近年、欧米でのソーシャル・キャピタル論の紹介や、この理論を基礎とする実証研究が地域活性化や医療・公衆衛生、地域環境（災害復興・犯罪抑制・ごみ処理など）等の多くの領域で進められている。しかしながら、日本では宗教団体によるソーシャル・キャピタルの形成は調査研究はマイナーの域に留まっている。つまり日本では、歴史と文化、政治的背景から宗教が社会形成の前面に出てくることを拒む気風があるしかし日本でも宗教活動の在り方次第では、市民の信頼を得て更なるソーシャル・キャピタルの醸成を可能とする社会関係が構築されうると指摘している。

また、上村（2005）は、台湾とシンガポールの社会福祉を比較した研究の中で、台湾とシンガポールの社会福祉についてみると、市民社会活動の役割の違いよりも福祉国家のあり方のそのものに違いがあり「福祉レジーム」の形成要因を探るだけでなく、福祉レジームが人々の暮らしに及ぼす効果についても考えるべきと指摘している。つまり先に指摘した、高橋らの先行研究からも台湾での社会福祉を語るうえで、宗教的観点を無視できないこと。また、ソーシャル・キャピタルの観点からも宗教的な団体が無視できないことが明らかにされている。また、当然のことながら先ほど示した桜井などの研究をはじめとして、台湾においてもNPOと宗教の関係を分析した研究は多く見受けられる。しかしながら、これらの先行研究では、社会福祉部門、特に障害者支援に対してフォーカスを当てたものは少ないように思われる。

一方で、国際連合（以下、国連）に加盟できてない台湾¹⁾においては、人権外交などを通じて国際社会において、NPOやNGOを活用した中国大陸²⁾と異なる働きかけが行われている。また、歴史的背景などもあり、台湾では日本に比べて政府による社会福祉への介入が少ないためNPOなどの分野による活動が、社会福祉を支えている面がある。

本論説では、大阪市立大学・大学院創造都市研究科在学中に行った台湾での調査や各種データ・先行文献、大学院在学中に学んだNPO論などの市民社会活動の観点などを基礎とし、台湾における社会福祉の現状を分析していく。またそれらの分析を基にして、「民主主義」の価値観を有する日本と台湾の比較から、日本の今後の社会福祉の在り方について考察を加えていく。このことで「民主主義」との価値観を有する台湾と日本の関係性から日本における市民活動運動などの今後についても一定の方向性が見いだせるものとする。

ここで、本論説の構成を紹介しておく。第一章では、台湾における社会保障制度の歴史や概略、第二章では台湾におけるNPOなどの市民社会活動団体の法制度や現状、第三章では市民社会活動と宗教とのつながり、第四章では市民社会活動団体が障害者福祉に与える影響、第五章では第一章から第四章を踏まえた上で台湾における宗教と市民社会活動のつながりから見える社会福祉、とりわけ障害者福祉のあり方を考察し、その上で日本における市民社会活動と障害者福祉との関係を探っていく。

(I) 台湾における社会福祉の現状

台湾では社会福祉のことを一般的に「社会福利」と呼ぶ。(台湾での原文は「社会福利」。以下本論説では「社会福祉」という説語を用いる)社会福祉の中には、社会保険・社会救助(生活保護)・福利サービス(福祉サービス)・国民就業(雇用保険)、保健医療などが含まれると上村(2005)は指摘している。この制度については後ほど、詳細を説明する。

1987年の戒厳令廃止後、様々な背景から、全民健康保険制度の成立などを初めとして、台湾の社会保障制度が整えられてきた。この時期を台湾社会福祉界では通称「黄金の10年」と呼ばれている。陳(2009年)。その時期を経て、現在、台湾では体系的には日本と類似した制度による社会保険の給付が実施されるに至ったのである。陳の指摘を引用する。

「社会再分配」の機能や「助け合い・自助」の精神を強調するため、「社会保険」が台湾の「社会安全体系」の中心になっている。特に、「養老」と「健康」を福祉体系の二本柱とする世界の福祉国家先進国の体系を参照したため、少なくとも2000年以前の国民党時代から、政府は健康と養老の重要性を重視していた。一方、「急場を救うが貧困を助けない」という理念を守っているため、従来から「社会救助」の基準は厳しい。そのため、「低収入世帯の基準」に合致する世帯は約1%（注：2007年内政部第3期資料 低所得者は約21万人，総人口の0.94%）にすぎず、多くの研究者や専門家が疑問を抱いている。「福祉サービス」に関しては、台湾では第三セクターの勢いが強いため、政府はそれほど力を入れていない。各種手当には、例えば農民手当、榮民手当（筆者注：退役軍事恩給³⁾、障がい手当、低収入世帯手当、低収入高齢者手当などがある。これらの手当は歴史的な産物であると同時に、政治的な争いの結果でもある。

陳らの指摘など基にして、台湾における社会福祉に関する歴史を図面化したものを以下に記載する。

表I 台湾における社会福祉通史（1986年～2010年）

年代	年次	社会保障制度の施行	社会福祉政策	政治・経済面での出来事
1980年代	1986			民主進歩党成立
	1987		全民健康保険計画発表	戒厳令解除 大陸への台湾人親族訪問開始
	1988			520社会抗争運動（農民、労働者、学生、 婦人、退役軍人） 蔣経国総統死去、李登輝副総統が総統に就任

1980年代	1989	少年福祉法、公務員の親が保険加入、農民健康保険条例制定		社会抗争運動（障害者、ホームレス） 立法院選挙で民主進歩党が躍進 台湾の人口が2000万人突破
1990年代	1990	低所得世帯健康保険 障害福祉法の修正		政治抗争（国会改革） 李登輝総統当選
	1991	看護人員法制定	栄民就業安置発展5年計画	政治抗争（台湾独立運動、国連加入運動）、 国家建設6か年計画開始
	1992	障害健康保険 外国人招聘許可及び 管理法制定		第1回立法委員改革（福祉国論争） 大韓民国が台湾と断交
	1993	国民年金 中低所得収入老人生活手当	国民年金計画（第一草案）	テレビで日本語の使用が許可される
	1994	中低所得高齢者手当	福祉政策綱領実施法案を作成	奨励民間参与交通制定条例制定（公的分野に民間資本の参入を認める最初の法律）
	1995	全民健康保険実施 老年農民福祉手当支給、 児童青少年売春法、 身心障害者保護法制定		
	1996	性侵害犯罪防治法制定	社会福祉社区化実施要点を作成	総統直接選挙実施で李登輝当選 中国大陸が台湾に対してミサイル威嚇
	1997	性的暴行撤廃法 社会福祉士認定	老人福祉法、身心障害者保護法の修正協議開始	
	1998	家庭内暴力撤廃法	老人長期介護3年計画制定、老人安養サービス法案	
	1999	劳工失業給付	私立学校教職員保険廃止、公務員保険との統合	
2000年代	2000		国民年金計画（第二草案）、長期介護体系先導計画の構築	促進民間参加公共建設法制定
	2001	就業保険法、大量解雇労働者保護法、男女雇用平等の立法	長期介護体系先導計画の施行（3年間）	心理師法制定 中国大陸地区 WTO 加盟
	2002	敬老福祉生活手当、高齢者農家手当の支給、 全民健康保険法の改正、 保険料率引き上げ	国民年金法案成立	台湾地区 WTO 加盟
	2003	就業保険法、失業保険制度、	社会福祉サービス及び産業発展法案	国民投票法制定 SARS 恐怖 台湾・中国大陸間の直行チャーター便運航開始

2000年代	2004	公職社会工作者試験 法定（2006年開始）		陳水扁総統就任（政権交代実施） 新憲法制定草案可決（2005年施行）
	2005			台湾・中国大陸との直行便拡大に合意
	2006			国民党副総統・連戦と中国共産党総書記・ 胡錦濤が会談 野党・中国国民党が生活向上を求めてデモ を実施
	2007		長期介護10年計画を 行政院が承認	
	2008	国民年金法制定		民進党が総統選挙に敗北し、中国国民党が 政権を奪還。馬総統就任
	2009	国民年金法実施		愛台建設 ⁴⁾
	2010			経済協力枠組み協定（FCFA） ⁵⁾ 締結（台湾 と中国大陸との経済協定）

陳（2005）などの表をもとに筆者が加工

次に台湾における社会福祉制度の現状を見ていく。

現在、台湾において下記の枠組みで社会福利制度が実施されている。宮本（2009）が作成した表をもとにして項目別に分類していく。

社会保険……国民健康保険（全民健康保険）、国民年金、公教人員保険、労働保険（労工保険）、
軍人保険

社会手当……中低収入老人生活津貼、中低収入老人特別照顧津貼、老年農民福祉津貼、身心障
礙者保護生活補助、子女生活津貼、榮民就養給付

公的扶助……社会救助

社会福祉……児童及少年福利、身心障礙者權益保障、老人福利、婦女福利、家庭暴力防治、失
能老人接受長期照顧服務補助

次に社会福祉における給付内容について、見ていくことにする。先ほどの陳の指摘にもあるよ
うに、「急場を救うが貧困を助けない」との方針があるため購買力平価を鑑みても日本の給付か
ら比べると低いものとなっている。ここでは一例として、上村（2005）が内政部社会司ホームペ
ージを基礎にして作成した表を更に加工し、日本と台湾との生活保護（台湾における社会救助）の
受給額を比較していく。

表2 台北市における社会給付

	家庭生活保護費	児童生活保護費	就学生活保護
	最低生活費標準 13,797NT \$	18歳以下の児童・青少年	18歳以上の在学
第0類	11,625NT \$ /人/ 月, 3人目以降8,719NT \$		
第1類	8,950NT \$ /人/月		
第2類	4,813NT \$ /世帯/月	5,813NT \$ /人/月	4,000NT \$ /人/月
第3類		5,258NT \$ /人/月	4,000NT \$ /人/月
第4類		1,000NT \$ /人/月（6歳以下 1人2,500元）	4,000NT \$ /人/月

上村（2005）を基に作成

各分類は、下記ようになる。

第0類……世帯全員が無収入である場合

第1類……「0NT\$＜世帯全員の平均月収≤1938NT\$」である場合

第2類……「1938NT\$＜世帯全員の平均月収≤7750NT\$」である場合

第3類……「7750NT\$＜世帯全員の平均月収≤10,656NT\$」である場合

第4類……「10,656NT\$＜世帯全員の平均月収≤13,797NT\$」である場合。

1 NT\$（新台幣ドル）＝約3.5日本円（2015年11月みずほ銀行公示レート）

単純には比較できないが各種統計資料⁷⁾から考えると日本（月収ベース 22万円／1ヶ月）と台湾（月収ベース 15万円／1ヶ月）の平均収入には約1.46倍の開きがある。台北の生活保護費支給額が約5万円であり、日本と台湾では単純比較はできないが大阪市などの1級地で単身老人の場合、約8万円となる。これは生活扶助費単独の支給であり、住宅扶助なども合算した場合はこれよりも高額な支給となる。つまり、生活保護費の観点から見れば、日本と台湾の間では約2倍程度の開きがあると言える。購買力平価など様々な観点からの検討が必要だが台湾の生活保護支給額は、市民が最低限の生活を送る際には不十分かと思われる。

また医療保険の面でも、日本のように高額医療費制度が充分でないために難病患者を有する家族が高額医療費の支払いで生活困難に陥っている現状を調査の過程で筆者自身が調査の過程で接している。

先ほど陳（2009）が述べていたように台湾の社会福祉政策は、貧困・低所得者の危機的状況を脱するための補助策であって、日本のように「自立」を促進させる考え方とは異なるのである。このことは台湾の歴史的背景が大いに影響している。これらの点を現在の台湾における民主化と関連させ、宮本（2009）は次のように述べている。以下要約する。

台湾では歴史的に、親戚や同族が困った時に互いに相談して助け合う習慣が世代を超え継承された。しかし、親戚や同族の結束力が強い分、人々はそこを離れると帰属意識が希薄で、排他的となって共助（互助）のすそ野が広がらない、という問題を抱えていた。それが1990年代入り、加速する民主化の中で、互いの独自性を尊重しながら共存を模索しようとする動きが社会全体に出現してきた。その一つが、先住民・漢（本省人・外省人）という枠組みを超えた、全国ボランティアネットワークの結成であった。このような活動において、台湾児童及家庭扶助基金会、弘道老人福利基金会などの活動は注目すべきものがあると言われている。また台湾では、宗教的にも仏教・道教・儒教・キリスト教・回教など様々な宗教が混在した感があり、人々の暮らしの中において宗教が深く結びついている。

なお、宗教団体と市民活動の結びつきに関しては次章以降に触れることにする。つまり、台湾における社会保険給付そのものは、戒厳令解除前に比べると充実したものの、その制度だけでは、十分な給付と言えない。その不足した部分をNPOや宗教団体などの市民社会活動と言われる部分が共助の形で寄付などを用いて、不足分を補完しているのである。その一例として挙げられるのが、消費税インボイス制度の悪用防止から生まれた懸賞金（宝くじ）制度を活用した寄付の仕組みである。

この懸賞金制度は日本にはない制度のため、その制度の概要を説明する。

台湾では、統一發票⁸⁾という制度を1951年から導入している。これは、日本で現在導入が議論されている付加価値税に対するインボイスに、宝くじ制度を併せたものである。

インボイスいわゆる領収書に宝くじが付加されるため、消費者は商店から買い物の際に領収書を要求するようになる。領収書が発行されることで税務当局が、店側の売り上げを把握でき、適切な課税を実施できるようになるとの考えからである。つまり、統一發票に宝くじをつけることで課税強化を狙った仕組みであると言える。同様の取り組みは大陸地区でも最近、実施されている⁹⁾。要するに、この統一發票についている宝くじがNPOの財源になっているのである。

台湾ではコンビニや街角に、寄付箱として買い物客がこの統一發票を入れる箱が設置している風景が普通に目にすることができる。このくじの抽選は、2か月に一度実施されており、当選金は特等1千万NT \$ から、末等である6等200NT \$ となっている。

2012年夏、台北にある団体を調査した時に市内各箇所集めた統一發票くじの当選番号を確認する作業を人海戦術を用いて行っている様子を目にした。事務室には郵便局が用いるような大きな袋に入った統一發票が所狭しと積み上げられていた。この作業について、その団体の担当者は「皆さまから頂いた寄付の中で、統一發票の当選金がかなりの割合を占めています。ですから、このように人手を用いて、一枚一枚の統一發票を確認しています。ただ電子式統一發票が導入されてから、統一發票による寄付額は減少しています。」と述べていた。

ちなみに台湾の市場コンサル会社のレポート¹⁰⁾によると統一發票による寄付は市民の寄付意識向上にもつながっているとの調査結果もある。複数回答ではあるが慈善行為の方法として、複数回答があるとの前提はあるが、お金を寄付する80%、統一發票を寄付する45%、慈善宝くじを購入する38%との結果が記されていた。

つまり、日本に比較すると行政でなく、第3部門¹¹⁾であるNPOなどの市民社会活動が、政府の福祉制度を補完的に、時には主体的に、社会福祉制度に支えているのである。市民社会活動が果たす役割については、次章で詳しく説明することとする。

(II) 台湾における市民社会活動やNPO団体における現状

本章では、台湾における第三分野、いわゆる市民社会活動の現状について説明し、述べてゆく。ここでは、台湾におけるNPOの現状とNPOを中心とした市民社会活動と宗教との関係性についても併せて述べていく。

ここで、先ずNPOとは何かと言う根本的な問題について見ていく。NPOについて、日本政府内閣府のホームページ¹²⁾では、次のように説明している。

「NPO」とは「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。

このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格（注）を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO法人）」と言います。

図1 台湾における「人民団体法」と「民法」における団体区分

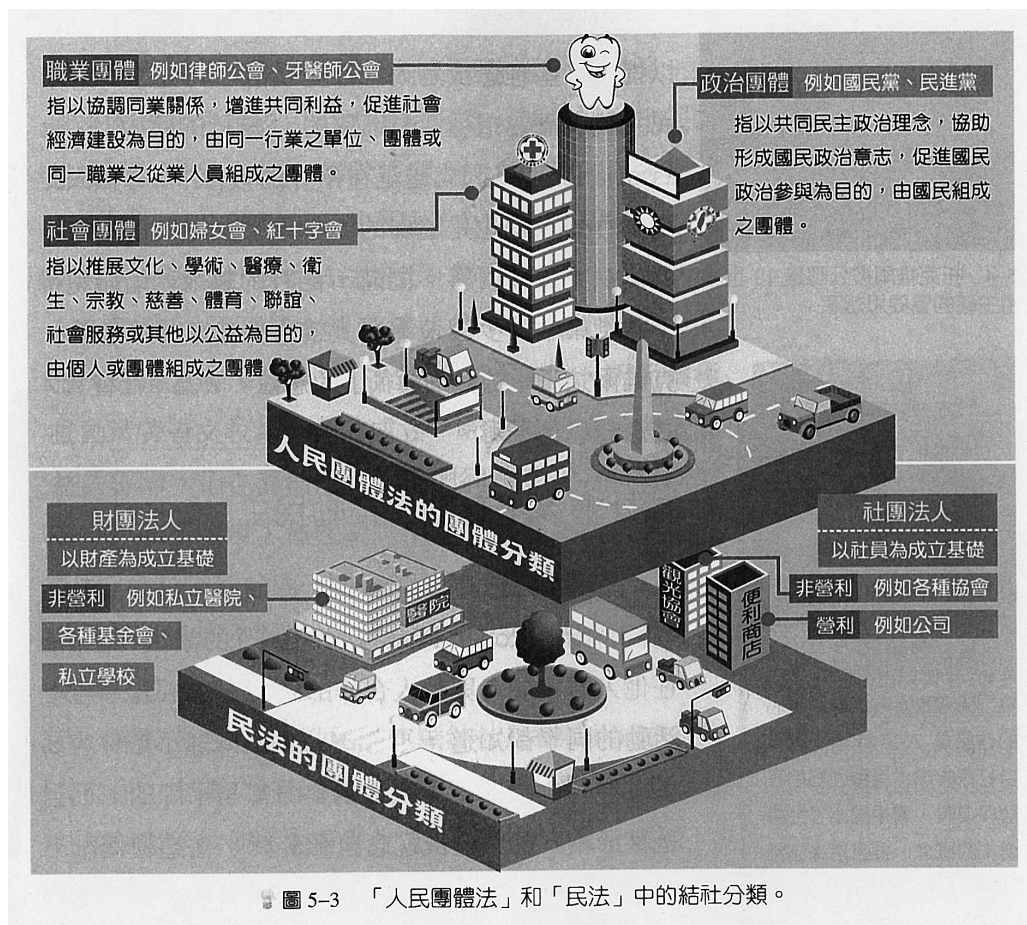


圖 5-3 「人民團體法」和「民法」中的結社分類。

(普通高級中學 公民與社會 Civics and Society 第1卷 三民書局 2000年より転記)

NPO は法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。（注） 法人格：個人以外で権利や義務の主体となり得るもの

これらの背景を踏まえた上で、次に台湾のNPOの登録数や台湾の市民社会活動の背景を見ていく。

台湾では、現在市民活動団体は約8万団体との報道がある。また、これらの団体を支える基金会は300を超えるものが存在している。民主化の推進と市民社会活動の発展は符合していると（2009年 陳）は指摘している。陳が指摘しているように「第三セクターの発展は民主化の推進と符合している」との分析の背景には次のことがある。台湾が、大陸と異なり国際的に孤立する中で人権外交を進めることで台湾地域の国際的地位を上げようとする外交戦略が背景にある。現に台湾の外交部（外務省に相当する）では、「NGOと人権」を標語として、外交部自らがホームページを立ち上げ、中国大陸とは異なる形での国際社会参加を求めていく戦略が見ることができる。因みに、現在、アジア太平洋諸国で人権委員会が政府機関から独立した形で存在しない国家は日

本・中国大陸・北朝鮮などの数か国のみとなっている。¹⁴⁾

台湾におけるNPOなどに市民活動団体などの概念を、台湾の高校公民の教科書において図面で説明しているものがあるので引用する。

台湾では、市民社会活動における団体の概念を「民法上の概念」と「人民団体法」による概念で区別して分類している。図式を上段部から日本語に訳すと下記のようなになる

1. 人民団体法による団体区分

i. 職業団体（例：弁護士会、歯科医師会）

同業者や同一職種の者などが集まり、共同利益、社会経済活動などを促進させる目的で設立された団体

ii. 社会団体（例：婦人会、赤十字）

文化、学術、医療、公衆衛生、宗教、慈善活動、体育活動、社会サービスなど公益の目的を持った個人や団体の集合体で結成された団体

iii. 政治団体（例：国民党、民進党）

民主政治理念を持ち、同じ政治意思を持った者の集合体で、国民の政治参加を目的とする国民で形成された団体

2. 民法による団体区分

i. 財団法人 資産を成立の基礎とする（例：私立病院、基金会（募金会）、私立学校

ii. 社団法人 社員を成立の基礎とする

非営利（例：各種協会 観光協会）

営利（例：会社 コンビニ）

高校時からこのように市民社会活動の構成について教えることは、高校生に市民社会活動に参加する上で権利と責務を理解させるためにも必要不可欠であると考えられる。余談になるが、このような教育を受けた世代がFCFA締結後の中国大陸からの経済侵略とも言える昨今の動きに抗議し、立法院を占領した向日葵運動などの民主的な政治運動を起こす原動力にもなっている点には注目したい。また2016年1月に実施される予定の台湾の総統選挙においても若者層の雇用拡大政策など若者を尊重するを各候補が政策を織り込むようになっている。つまり彼らは、教育や市民社会での活動での活動を通じて、自らの権利と責任を市民社会の一員として理解しているように感じられた。

ちなみに日本においてNPOなどについての記載は、学習指導要綱解説版には特に明記されてなく、調査した限りでは横浜市学習指導要綱（案）に「行政機関やNPO等が企画する社会貢献活動への参加、協力¹⁵⁾等」との記載があった程度である。

また、日本と台湾ではNPOにおける活動範囲が法的な関係もあり異なる。このことを踏まえながら、台湾のNPOを分野別に見ていく。ここでは、台湾におけるNPO組織の多様性として林（2015）が団体活動などに応じて6つの分類を行っている。その特徴を表3に分類した。

日本においてもこのような分類は可能ではあるが、先ほど述べたように様々な法的制約があるためにNPO団体において、とりわけ宗教的な面を前面に出すことは困難と言えよう。その背景を見るために下記に関係条文等を転記することにする。日本では、NPO団体を定義づける法律は特定非営利活動促進法（平成十年三月二十五日法律第七号）である。

表3 台湾における活動目的などからみた非営利組織の区分

団体分類	設立の基礎要件など	台湾における活動の特徴	備 考
教育型非営利組織	民法、人民団体法、私校法によって定めがある。	1987年の戒厳令解除後、1993年までの間、成長した形態である。 活動範囲としては、教育制度への提言や社会人などへの教育など幅広いものがある。	主な団体としては、人本教育文教基金会などがある。
環 境 保 全	民法、人民団体法が基本であるが運動形態により、営利法人、中間法人、公益法人に分類される。	活動としては、「反公害運動」、「反核運動」、「生態系保護運動」の3つに分類される。	主な団体としては、地球公民基金会などがある。
宗教型非営利組織	民法、人民団体法、宗教法が基本となる。	基本的には非営利活動が主である。主な活動として、「児童福祉」、「老人福祉」、「障害者福祉」、「青少年保護（奨学金制度など）」、「慈善事業（生活困窮者への補助など）」、「社区活動（地域活動）」、「医療衛生」、「文化活動（出版など）」、「教育活動（学校運営など）」の多岐に及ぶ。 財政面では寄付などが多区、政府から独立している。	主な団体としては、慈濟会などがある。
社会福祉非営利組織	民法、各種社会福利法	1950年代から運動は開始されている。活動に際して、政府の財政補助に依拠している団体が多い。	主な団体としては、伊甸基金会などがある。
演劇芸術型非営利組織	活動目的で管轄機関が分かれる。 文化教育：教育部教育局 文化芸術：自治体の文化局	舞踊系、音楽系、現代演劇系、伝統演劇系に分類される。 台湾全土では、595の団体が登録されている。	主な団体としては、雲南舞集文教基金会などがある。
非 政 府 組 織	国際貢献面もあり、外交部 NGO 国際事務委員会が関わることが多い。	「意見提案型」と「活動支援型」に分類される	台湾においては、医療支援を行う臺灣路竹会などがある。

林（2015）を基に筆者が作成

特定非営利活動促進法¹⁶⁾

（目的）

第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与

することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

3 この法律において「認定特定非営利活動法人」とは、第四十四条第一項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

4 この法律において「仮認定特定非営利活動法人」とは、第五十八条第一項の仮認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

以上のことを、先ほど紹介した内閣府のホームページ¹⁷⁾には次のように記載されている。

特定非営利活動法人(NPO法人)とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人です。法人格を持つことによって、法人の名の下に取引等を行うことができるようになり、団体名義での契約締結や土地の登記など、団体がいわゆる「権利能力の主体」となり、団体自身の名義において権利義務の関係を処理することができるようになります。

NPO法人を設立するためには、所轄庁に申請をして設立の「認証」を受けることが必要です。認証後、登記することにより法人として成立することになります。

団体に法人格を持たせることで「権利能力の主体」になり様々な活動が法人面でできる点や課税強化などを政府は上記のように主張している。しかしながら、2016年より実施されるマイナンバー制度やNPOへの登記などを活用して、NPOや市民活動への課税強化を行おうとしている点もあらうと思われる。日本の場合、法人としてのNPOは存在しているが、法により台湾やアメリカなどに見られるアドボカシー活動を規制していると指摘できよう。また法律によりNPOによる宗教行為が規制されているために、台湾のように「宗教型非営利組織」の存在が目立たないことも同時に指摘できる。これらのことについて柏木(2008)は、次のように述べている。

「NPO法人は、活動の主要な部分でなければ政治はできる。しかし、選挙活動はできない。」ということなのか、と思われるだろう。基本的にはその通りである。だがいくつか留

意すべき点がある。

（中略）

NPO 法人に関わる人々でも個人なら政治的な活動が認められているとはいえ、個人と組織の区別は、簡単にできるだろうかという疑問は残る。

つまり日本では、NPO のアドボカシー活動を行うなかで政治との係わりは避けられないが、個人として意思を表明するしか手段がないとの見解になる。その観点から言えば、宗教に関しても同様であろうと推測できる。

日本では、川島（1967）が述べているように長年政府と国民との関係が対等の関係ではなく、上下の支配服従関係になっていたこともあり、自ら考えて行動するといった市民社会活動に求められるものが形成されにくい土壌がある。筆者が関係している発達障害者団体などの活動でも「なぜ行政がしてくれないの?」、「私たちは困っているし、私たちを助けるのが行政の責任だ」など言った声を聴くことがある。

しかしながら、財政面や制度面など様々な背景を考えると障害者施策のすべてを行政に一任することは困難である。また当事者を主体とした制度設計を行うには、当事者や支援者が仕組みを構築することが不可欠である。そのために、市民社会活動における枠組みは有効であると考えられる。つまり、障害者政策などの一般的に弱者と言われるものの政策においては、当事者や支援者などすべてのステークホルダーが上にお任せでなく、自らの声を政策に織り込むように、自ら活動することが社会的にも求められているのである。その観点から見れば、台湾における市民社会活動には注目すべき点があると言える。次にその市民社会活動の担い手である市民活動団体と宗教との関連性について見ていく。

（Ⅲ）市民社会活動団体と宗教との関係性、そこから見える台湾における障害者福祉について

前段でも述べたように台湾における市民社会活動では宗教活動との関連性を無視することはできない。宮本（2009）はこのような背景に対して、次のように述べている。

台湾の社会福祉施設を訪ねたとき、仏教、道教、儒教、キリスト教、回教など、それぞれに隣合い仕切られた空間で、人々が熱心に祈りをささげる光景に、日常の暮らしが宗教と結びついていることを実感する。台湾では、さまざまな宗教団体が人びとの心の救いや安らぎのために、社会活動を積極的に行った。そのなかでも、キリスト教団体・基督長老教会と仏教団体・慈済会の活動が台湾における民間社会福祉の発展に大きく寄与した。これらの団体の背景などを下記にまとめておく。

基督長老教会¹⁸⁾の活動は、日本統治時代より前の1860年代に始まる。台湾を南北を区分し、南部を英国基督長老教会が、北部をカナダ基督長老教会が宣教を担い、独自の社会活動を展開した。特に、台南新桜医院（1865年）、彰化基督教医院（1895年）、馬偕医院（1912年）などの医療施設、ハンセン病治療施設・樂山園（1934年）を拠点にした医療保護の活動が知られている。そして、現在は障害者や労働者生活保障の支援を行う様々な団体を傘下に収める台湾でも最大規模の教会に成長している。また、新眼光電視台というテレビ局にも出資しており、台湾においては一定の

影響力を有している団体でもある。

同じキリスト教系団体でいえば、本省人中心の基督長老教会と異なり1949年に中国国民党が台湾に逃れた時に外省人が中心の台湾聖公会が¹⁹⁾1949年に開設された。こちらの団体は長老教会に比べ、歴史は浅いが老人介護などの分野で一定程度の役割を果たしている。同じキリスト教団体でも台湾の民族的、政治的背景から基督長老教会と台湾聖公会の対立があることには留意すべきである。

仏教系団体でいえば、台湾仏教四大宗派の一つである慈済会の活動に注目すべきものがあるとみられる。この団体は尼僧である證嚴上人（しょうごんしょうじん）によって1966年に結成された仏教ボランティア団体である。歴史は浅いものの、慈善、医療、教育、人文の四項目を「四大志業」として位置づけている。その活動を支えるものとして、大愛電視台というテレビ局を有しており、台湾においては一定の影響力を持った活動を行っている。また、海外を含めたボランティア・ネットワークを構築し、貧困者の生活支援、病院の創設、無医村の無料巡回診察、中国大陸を含めた災害への救援などを活発に行っている。

このように台湾では、市民社会活動と宗教が目につく形で結びついているのである。一事例として2011年の夏と冬の2回にわたって台湾において調査した団体を紹介する。当該団体も宗教的バックグラウンドを備えている団体であった。調査した団体の概要は以下の通りである。植物人間になった方への支援団体と障害者就労支援団体の二団体である。

団 体 名：創生社会福利基金会²¹⁾²²⁾

団体の概要：1975年にいわゆる植物人間となった方々への支援を目的に設立された団体であり、1987年に「創世社會福利基金會」として登記を行った。これまでに1600名以上の方々の植物人間となった人々への直接支援、その家族への支援を行ってきた。現在では、369か所のサービス拠点、台湾全土の離島を含む23か所に植物人間の人や家族への施設などを有するまでの規模に至っている。また関連団体として認知症や認知症老人への支援を行う華山基金会、ホームレス支援を行う人安基金会を有している。

この団体を設立した創立者の曹慶氏はクリスチャン²³⁾であり、その信仰的精神などを背景として団体を設立したと団体調査時にスタッフから聞いている。しかしながら運営面では、宗教色を前面的に出しておらず、むしろ個々人の宗教観を重視している。また、この創世社會福利基金会や関連団体の人安基金会における医療面での支援は、仏教系団体である慈済会が実施している点には注目したい。この団体では次のような文面を出している。

在籌措植物人安養院之前，他對植物人的問題，有「安樂死」或「安養」兩個方案。經過兩次問卷調查，發現有95%贊成「安養」，只有5%的人同意「安樂死」。分析歸納原因有五「不」理由：一，法不容許；二，醫生不肯；三，親屬不忍；四，宗教不許可；五，社會不認同。於是轉而走向「安養」的方向。

上記の文を日本語に訳すると次のようになる。

植物人間の問題においては、「安楽死」または「看護」の選択肢がある。現在95%の方が「看護」に賛成し、「安楽死」に同意している方はわずか5%である。これには5つの「不可能」な理由がある。1、法が容認していない。2、医師が否定的である。3、親族の忍びな

い気持ち。4, 宗教的に容認されていない。5, 社会が容認していない。したがって、「看護」の方向を取っているのである。

団体のミッションとして、植物人間になった人や家族の権利擁護を中心にしているが、現在では、植物人間に至る原因に交通事故が多いため、交通安全教育などの啓発活動²⁴⁾にも力を入れていることは特記すべきことであろう。

団体名：台北勝利身心障礙潜能發展中心財団

この団体の前身は1963年にノルウェー出身の医者夫婦が設立した台湾で最初の小児麻痺の子供たちの施設である。その後、「生命の価値を大事にすること。人間の潜在的能力を發揮させること」という理念に基づき、「屏東基督教・勝利之家」として発展するに至った。事業拡大に伴い、2000年に「財団法人台北市私立勝利身心障礙潜能發展中心」として台北にも拠点を持つことになった。この団体では、多くの心身障害者を支援し、障害者が就業や職業訓練を通じて自己肯定感を高めることを目標としている。そのためにインターネットなどを活用した独自のビジネスモデルを用いて様々な活動を行っている。現在、台北勝利は「革新・多元・専門・技術²⁵⁾」という四つの言葉をポリシーとして心身障害者の就職支援に優れたビジネスモデルを創出している。この団体のミッションは以下のように規定している。この団体のミッションを以下のように規定している。

在這樣的願景下，我們的使命（Mission）是²⁶⁾：

1. 提供身心障礙者職業訓練與居家學習環境。
2. 創辦及經營庇護工場，提供身障者工作機會，並兼具獲利能力。
3. 搭建身心障礙者以及營利企業之間的就業平台，創造公益和企業的雙贏

日本語に訳すると下記ようになる。

私たちの使命（ミッション）は下記の通りである。

1. 障害者に職業訓練と家庭での学習環境を提供する。
2. 工場などを創設し、障害者に仕事の機会を提供し、同時に能力を獲得する機会を提供する。
3. 障害者と営利企業との間に雇用のプラットフォームを構築し、双方にメリットを見出すことの創成。

この団体は、傘下にガソリンスタンド、データ入力センター、ガラス細工工場、☆V-design 視覚設計センター（ホームページ作成など）、飲食店（台北市政府内の食堂運営などを受託）、コンビニ（台湾大学内においてファミリーマートブランドで運営）、無添加菓子ショップ（製造部門を含む）、障害者雇用における企業コンサルティング（企業CSRの観点から）などの部門を有している。社会的背景から日台の単純比較は適切ではないが、この企業が産み出す製品品質の高さには目を見張るものを感じた。

ガラス細工工場においては、シンガポールの某大手銀行からのノベルティー作成を請け負う他に日本円換算で数万円もするような作品が所狭しと並べられていた。また、これらの作品は国際的なコンクールにおいても高い評価を受けているとのことであった。データセンターでは、「安全、正確、効率的なサービス」を理念にサービスを提供しており、台湾大手企業である中国信託銀行などのデータ入力を請け負っている。その正確さは99.9997%の正当率²⁷⁾とされている。

また注目すべき施設として直接、現場を訪ねたのが台湾大学の敷地内にあるコンビニであった。ここは大学敷地内ということで7時から23時の営業であり、スタッフは十数名在籍しており、店長とジョブコーチ的なスタッフ1名を省いて身体・知的・精神などの何らかの障害を有する者である。立地としては大学敷地内とは言え、公道に面する場所にあるため一般客の利用が多いことにもある種の驚きを感じた。店長は、「全世界のファミリーマートで、障害者スタッフ中心で運営しているのは当店だけと聞いています。個々の適性にあう仕事を行ってもらうことで彼らの生活が向上すれば、本望である。」との意で語っていたことが思い出される。

つまり、団体の宗教的バックグラウンドはともかく、個々人の宗教観など個人の特性を尊重することを前提に団体活動が成り立っているとと言える。このような事は他の施設でも目にすることができた。

宗教に対する概念および社会福祉とりわけ、障害福祉に対する概念の2点における日本と台湾の相違点の背景について、発達障害を持つ者としても解明したいと感じた。また、これらの団体では、運営面などでマネージャークラスの方々と様々な観点から意見交換を行った。このことについて次章で述べる。

(IV) 台湾と日本における今後の市民社会活動と障害者福祉

台湾においても日本と同様に財政難などから、2000年にいわゆる「民間活力」²⁸⁾を行政分野に投入する動きが本格化した。時期を同じくして、日本においても小泉内閣（2001年～2006年）時代の「聖域なき構造改革」の名のもとに「新自由主義的な『小さな政府』」を理想とする流れを受け、賛否はともかくとして、民間活力導入の下で郵政民営化など様々な「改革」²⁹⁾が実施された。そして、政権交代を受けて成立した2009年当時の民主党政権下において鳩山内閣が「新しい公共」³⁰⁾との名において、NPOなど市民社会活動の活用が提言されたのである。

この点においては日本と台湾におけるNPOなどの市民社会活動が社会の担い手として求められた役割は類似している。

しかしながら日本においては、行政とNPOなどとの協働では「指定管理制度」³¹⁾の下で行政の下請けをNPOが行っており、数年間の指定管理契約が途切れると再び、応札などの流れになるため雇用の流動化が発生し、ワーキングプアの温床にもなっている一面がある。このことを勝利財団のマネージャーと話していた時に彼は以下のように述べていた。

「日本のように数年単位の施設運営契約ならば、雇用の安定化に寄与しない。ましてや、就職が困難な障害者においては困難を強いる制度ではないか？」「台湾においては、当財団が運営しているガソリンスタンドのように行政が施設を作り、我々のようなNPOなどが半永久的に運営を行うのが一般的である。そうでないと雇用の安定は図れない。」

また、日本において行われている就労支援対策³²⁾についても、日本と台湾との制度面での相違があるだろうとの前置きをしながら「日本で行われている就労継続支援制度は理解できない面がある。障害者が利用料を払って働かせていただく形ではないか？」「A型の場合は、まだ最低賃金が保障されているから良いもののB型の形態は工賃との形で月に日本円1万円程度の支給なら、

ただ働きに近く、障害者の人権上からも問題にならないのか。」との意で述べていた。

私は日本においては、東アジア各国と比較して「高福祉」の現状があり、いわゆる行政に生活を依拠する構造から、障害者のみならず市民が、自らが考えることを停止している状況があるように見ている。このことが福祉政策にも現れており、障害当事者を含めた一部のステークホルダーである運営スタッフ自らのブログで、「補助金搾取³³⁾」を公言して開き直るといった醜いケースもある。この団体の場合、結果的には団体としての再発防止策などの方策は一切示されておらず、現在も法人としての活動を続けている³⁵⁾。つまり、当事者を含んだ者が「義務と責任」をはき違えるような言動を取るのではないかと危惧される。歴史的背景などから、日本では「権利行使」については主張するが、「その権利を行使することに伴う責任」を認識しない傾向もあると思われる。

日本においては、現在、教育の分野も含めてインクルーシブ、いわゆる「共生社会」と言う語が多く聞かれるようになった。共生社会の一員として、障害者が生きて社会で生活して行くためには、障害者であっても一定の責任は生じるのである。

様々な民族や宗教をルーツにする人々が生活する台湾においては、日本ほどの「高福祉」でないために、障害者が就労を強いられている現状がある。このような背景が日本以上に「共生社会」の度合いを進めていると見ている。

現在の日本では、評価は別として安倍内閣が唱える「一億総活躍政策³⁶⁾」に基づいてに様々な困難を持つ者も就労を求められるようになる。障害者雇用、特に「見えない障害」とも言われる「精神障害」や「発達障害」においては企業側、当事者ともに意識を変革することも求められるだろうと考える。

「一億総活躍政策」をどのように見るか。「障害者が自ら考えること」の実践をどのように行うか。そのためのヒントが共生社会の先輩格として台湾の現場には存在しており学ぶべきことは多いと考える。また、財政難を踏まえた障害者福祉を考えるうえでも台湾の経験は示唆に富むと見ている。

(V) おわりに

川崎医科大学・精神科の青木省三教授は、「健康な人が病んでいる人を治療し、健康な人に戻すと言う従来の考え方から少し程度の軽い者が少し程度の重い者を援助する営みではないか」と言う事を講演会や著作の中で述べていた³⁷⁾。この言葉こそ、共助の考え方を述べていると感じる。

前段で述べたように安倍内閣が唱える「一億総活躍政策」が実施されることに伴って、限られた財政の中で、すべてのステークホルダーが障害者政策を捉えるかが問われていると感ずる。

障害者問題の根幹の問題として、障害者手帳の問題があるので、ここで少し触れておく。台湾³⁸⁾においては、「障害という困りごと」に対して、「身心障礙證明（手冊）（心身障害者証明（手帳）」）が交付されている。その一方で、日本では、障害の部位に対して、障害ごとに手帳が交付されるため「身体」³⁹⁾、「知的」、「精神」の区別で手帳が分かれており、障害部位により障害当事者が受けることのできるサービスが異なることが指摘されている。

つまり、やや極論すればこれまでの制度は改めて、手帳制度なども含めてゼロベースで見直し、障害当事者の「困りごと」に地域で向き合う仕組みを構築する必要がある。同時に、今までの「『パターナリズム的』な与えられる福祉」では財政的にも、また社会資源的にも限界があるため、共助の枠組みが早急に構築されるべきであろう。

また、日本では平成30年（2018年）には障害者雇用率の向上と共に精神障害者の雇用が義務化⁴⁰⁾されるなど障害者をめぐる動きが早い速度で変化している。また一方で、台湾においても中国大陆との交流が増すことにより、経済的・政治的にも更なる変革が求められよう。

以上、いわゆる、「共生社会」と言われる社会の現実において、台湾から学ぶべき点は多いと言える。日本と歴史的背景が異なるため、単純比較することはできないが、宗教、思想、民族、出自など個々人のアイデンティティを尊重しながらも、共助が基本とされている考え方にもとづいた個々の事例については、日本の障害者福祉においても導入可能なものが少なくないと感じる。その一方で、健康保険制度や障害者雇用率などの制度面では日本の制度設計を台湾が取り入れている面がある。

つまり、「民主主義」という同じ価値観で動いている日本と台湾が相互に交流を行うことで、相互の地域における市民社会活動に一定の変化が生じるであろうと考えている。この関係はあくまでも、「強制」や「矯正」を伴うものでない「共生」を基本として行われるべきものである。

今後、台湾における市民社会活動と宗教との関連性について更なる事例を調査することを今後の課題としたい。

（Ⅵ）付 記

今回の執筆に際しては、日中友好協会京都府連合会で活動を共にする斎藤敏康先生から依頼を受けました。発達障害者支援における研究を主な分野としていますが、今回の論説ではサブテーマである台湾の市民活動と障害者問題を絡めて執筆させていただきました。

今回の研究と発表において、機会を提供してくださった全ての方々に感謝いたします。

注

- 1) この論文において、WTO が定めている「台湾・澎湖・金門・馬祖」の独立関税地域のために行動する政府として加盟している政府及び地区を台湾と定義している。

経済産業省 HP http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/accession/data/taiwan_keii.html

- 2) この論文において、中国と台湾と混同しないようにするため、中華人民共和国によって統治が行われている独立関税地域を中国大陆と表記する。この場合、澳門・香港の独立関税地域は除外する。
- 3) 中華民国駐外聯合網站 <http://www.taiwanembassy.org/ct.asp?xItem=164141&ctNode=2237&mp=1>
- 4) 台湾駐日経済文化代表処 <http://www.taiwanembassy.org/ct.asp?xItem=66127&ctNode=3591&mp=202>
- 5) ECFA 後の台湾経済及び日本企業への影響2012年7月18日交流協会 <http://www.koryu.or.jp>
- 6) フォーカス台湾2014年4月13日 <http://japan.cna.com.tw/news/aeco/201404300008.aspx>

台湾での1人当たりの購買力平価 GDP は3万9059US\$。ちなみに日本の3万4262US\$

- 7) AREA Report333 三菱東京 UFJ 銀行国際業務部2013年5月
家族で台湾へ海外移住 <http://www.clubtaiwan.net/blog/2014/09/11/post-0-161>
- 8) 東京税理士界 2015年5月1日700号 http://www.tokyozeirishikai.or.jp/common/pdf/tax.../global_201505.pdf
- 9) 東アジアの視点2012年3月 http://shiten.agi.or.jp/201203/201203_13_26.pdf
- 10) ワイズコンサルティング <https://www.ys-consulting.com.tw/column/25940.html>
- 11) 台湾の高等学校の公民教科書（2000年・三民書局・普通高級中学 公民興社会 Civics and Society）では、社会部門を第一部門・政府（非営利組織）、第二部門・企業（営利組織）、第三部門・ボラティア団体（非営利組織）と定義して形で記している。
- 12) 内閣府 NPO ホームページ <http://www.npo-homepage.go.jp/>
- 13) フォーカス台湾2012年10月15日号 <http://taiwantoday.tw/ct.asp?xItem=197514&ctNode=1776>
- 14) 日本弁護士連合会ホームページ http://www.nichibenren.or.jp/activity/human/human_rights_organization.html
- 15) 横浜市立高校版学習指導要綱 総則・総則解説 <http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/plan-hoshin/...pdf/yoryo-sosoku.pdf>
- 16) 内閣府ホームページ 法令説明 <http://www.npo-homepage.go.jp/kaisei>
- 17) 内閣府 NPO ホームページ <http://www.npo-homepage.go.jp/>
- 18) 基督長老教会ホームページ <http://www.pct.org.tw/>
- 19) 台湾聖公会ホームページ <http://www.episcopalchurch.org.tw/>
- 20) 慈濟会日本法人ホームページ <http://tw.tzuchi.org/jp/>
- 21) 創世社会福利基金会ホームページ <http://www.genesis.org.tw/enter.php>
- 22) 台湾光華雜誌 2005年8月号
- 23) 社会と宗教貢献研究会ホームページ 台湾・仏教慈濟基金会による ホームレス無料診療活動—慈濟桃園地区人医会の事例から—金子昭（天理大学おやさと研究所） <http://shukyo-shakaikoken.up.seesaa.net/image/E58FB0E6B9BEE4BB8FE69599E68588E6B888E59FBAE98791E4BC9AE381ABE38288E3828B20E3839BE383BCE383A0E383ACE382B9E784A1E69699E8A8BAE79982E6B4BBE58B95EFBC88E98791E5AD90E698ADEFBC89.pdf>
- 24) 創世社会福利基金会ホームページ <http://www.genesis.org.tw/news-detail.php?nid=225>
- 25) 日中社会ネットワーク http://www.spc.jst.go.jp/education/higher_edct/hi_ed_1/1_2/1_2_2.html
- 26) 勝利身心障礙潜能發展中心 http://www.victory.org.tw/about/about_02.htm
- 27) 勝利身心障礙潜能發展中心 http://www.victory.org.tw/course/course_05.htm
- 28) 促進民間參與公共建設法 http://host.cc.ntu.edu.tw/sec/all_law/3/3-37.html
- 29) 財務省ホームページ「小泉構造改革」なる概念についての諸考察 https://www.mof.go.jp/pri/research/discussion_paper/ron162.pdf
- 30) 内閣府ホームページ 新しい公共 <http://www5.cao.go.jp/npc/pdf/torikumi0906.pdf>
- 31) 総務省ホームページ 指定管理者制度について http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei04_01000004.html
- 32) 厚生労働省ホームページ 障害者の就労支援対策の状況 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/service/shurou.html>
- 33) 東京都ホームページ <http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2014/08/20o8t400.htm>
- 34) かずページ <http://www.kazupia.com/2014/09/02/102228/>
- 35) necco カフェ <http://neccocafe.com/>
- 36) 「一億総活躍」首相官邸ホームページ <http://www.kantei.go.jp/jp/headline/ichiokusoukatsuyaku/>
- 37) 青木省三 精神科治療の進め方 日本評論社2014年

- 38) 台北市政府社会局 <http://www.dosw.gov.taipei/lp.asp?ctNode=72359&CtUnit=38516&BaseDSD=7&mp=107001>
- 39) 新潟県糸魚川市ホームページ <http://www.city.itoigawa.lg.jp/3571.htm>
- 40) 産経新聞電子版2015年2月15日 <http://www.sankei.com/west/news/150215/wst1502150064-n1.html>

引用文献

- 田中道治 台湾との教育研究交流四半世紀 京都教育大学広報紙129号2012年3月
- 櫻井義秀/濱田陽 (編著) アジアの宗教とソーシャル・キャピタル 明石書店 2012年
- 上村泰裕 福祉国家と市民社会の接点としての社会福祉—台湾とシンガポールの比較から—
日本貿易振興機構アジア研究所 新興工業国の社会福祉 2005年 37p～72p
- 埋橋孝文他編 陳 小紅著 台湾社会政策の発展—示唆と展望—
ナカニシヤ出版 東アジアの社会保障 日本・韓国・台湾の現状と課題 2009年 138p～163p
- 宮本義信 台湾”社会福利”通史—1895-2009— 同志社女子大学 学術研究年報 2009年 第60巻
43p～50p
- 陳 真鳴 台湾の社会保障に及ぼした歴史的要因 天理臺灣学会年報 第14号 2005年 77～84
- 柏木 宏 NPOと政治 明石書店 2008年
- 川島武宜 日本人の法意識 岩波書店 1967年
- 林 淑馨 非営利組織管理 三民書局 2015年

参考資料

- 宮本義信 台湾の社会福祉—思想、制度、実践— 同志社女子大学生生活科学 2014年48巻 1p～12p
- 佐藤和美 民進党政権の「人権外交」—逆境の中でのソフトパワー外交の試み
日本台湾学会会報 2007年9巻 131p～153p
- 宮本義信 台湾の社会福祉—歴史、制度、実践— ミネルヴァ書房 2015年
- 大阪ボランティア協会編 テキスト市民活動論 大阪ボランティア協会出版部 2011年
- 陳 明 社会工作 志光教育文化出版社 2013年
- NRI パブリックマネージメントレビュー2007年5月号 野村総合研究所
- 中華民国經濟部台湾投資通信 2007年4月号 中華民国 經濟部投資業務処
内政部統計処ホームページ
<http://statis.moi.gov.tw/micst/stmain.jsp?sys=100>
- 交流協会ホームページ
http://www.koryu.or.jp/ez3_contents.nsf/13
- 注釈を含みホームページに関しては2016年1月閲覧